

子ども・子育て支援に関する各種設備・運営基準関係条例(案)について

1 基準条例制定の必要性

一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を目指して、平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立した。

この法律に基づき、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートする予定であり、新制度では、「乳幼児期の教育・保育の総合的な提供」、「待機児童対策の推進」および「地域での子育て支援の充実」を図ることを目的としており、その中で、新たに施設や事業の設備及び運営に関する基準について、国の定める基準を踏まえ、自治体ごとに条例で定めることとなった。

条例を定めるに当たっては、政省令で定める基準に従い定めるべきもの「従うべき基準」と、政省令で定める基準を参酌して定めるべきもの「参酌すべき基準」を規定する。

2 策定する基準

(1) (仮称) 函館市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例(案)

(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律：第13条第1項、第2項)

- ・ 施設を認可する際の基準となるもの
- ・ 幼保連携型認定こども園
 - 3歳以上児に対し、学校教育に加え、保護者の就労時間等に応じ保育を提供し、また、保育を必要とする3歳未満児に対し保育を提供する施設

(2) (仮称) 函館市地域型保育事業の設備および運営に関する基準を定める条例(案)
(児童福祉法：第34条の16第1項、第2項)

- ・ 施設を認可する際の基準となるもの
- ・ 家庭的保育事業等
 - ア 小規模保育事業
 - 利用定員6人以上19人以下の小規模な保育施設で、満3歳未満児に保育を提供する事業
 - イ 事業所内保育事業
 - 事業主が主として雇用する労働者の子どものほか、地域において保育を必要とする子ども(地域枠)にも保育を提供する事業
 - ウ 家庭的保育事業
 - 保育者の居宅などにおいて、5人以下の満3歳未満児に保育を提供する事業
 - エ 居宅訪問型保育事業
 - 保育を必要とする子どもの居宅において、満3歳未満児に保育を提供する事業

(3) (仮称) 函館市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営基準を定める条例(案)

(子ども・子育て支援法：第34条第2項, 第3項および第46条第2項, 第3項)

- 市町村が、認可を受けている施設・事業者のうち、教育・保育給付の対象となる施設を確認するための基準

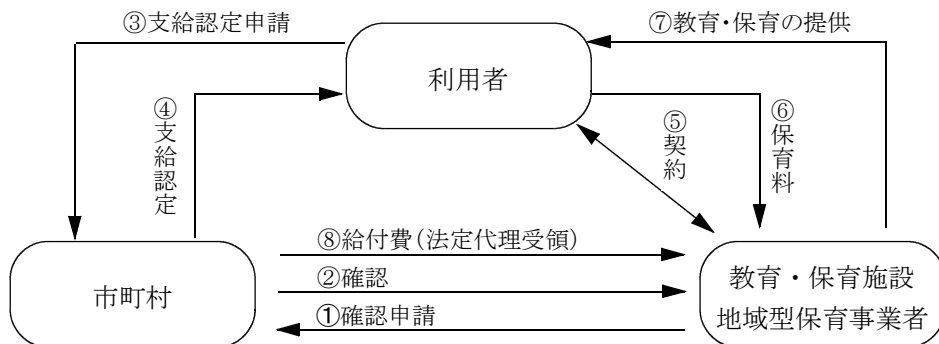
特定：市町村から給付対象として確認を受けたもの
教育・保育施設：認定こども園(幼保連携型, 幼稚園型, 保育所型, 地方裁量型), 保育所, 幼稚園
地域型保育事業：家庭的保育事業, 小規模保育事業, 事業所内保育事業, 居宅訪問型保育事業

【参考】市町村, 特定教育・保育施設および特定地域型保育事業者, 利用者の関係
(子ども・子育て支援法：第19条第1項第1号~第3号)

保護者の申請を受けた市町村が支給認定(子どもの年齢や保育の必要性により, 1号~3号の3区分による認定)したうえで, 子どもが利用する特定教育・保育施設および特定地域型保育事業者に対して給付費(委託料)を支払う。

1号認定の子ども：満3歳以上の学校教育のみ(保育の必要性なし)の就学前の子ども
2号認定の子ども：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども
3号認定の子ども：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた子ども

⇒ 保育を必要とする子ども



※ 私立保育所については、従来どおり、利用者と市町村との間での契約で、保育料は、直接市町村へ支払い、市町村から私立保育所へ委託料を支払う。

(4) (仮称) 函館市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例(案)

(児童福祉法：第34条8の2第1項, 第2項)

- 放課後児童健全育成事業(学童保育)を行う事業者が遵守すべき基準となるもの
- 放課後児童健全育成事業(学童保育)

保護者が就業等により昼間家庭にいない小学生を対象に, その健全な育成を図るため, 放課後等に学童保育の施設を利用して適切な遊びや生活の場を提供する事業

※ (1), (2), (4)の根拠法令は, 平成24年8月に成立した, 子ども・子育て関連3法による改正後の条項

【子ども・子育て支援新制度施行後の施設・事業の種類】

施設・事業の種類	認可	確認	給付	
教育・保育施設	認定こども園 ①幼保連携型…基準(1)	都道府県, 指定都市, 中核市(函館市)		
	認定こども園 ②幼稚園型 ③保育所型 ④地方裁量型	都道府県		
	保育所…注1	都道府県, 指定都市, 中核市(函館市)		
	幼稚園…注2	都道府県		
地域型保育事業 (家庭的保育事業等) 注3, 基準(2)	①小規模保育事業 (6人以上19人以下, 満3歳未満児) A型…従事者の全員が保育士 ・保育士配置 乳児 3:1 1~2歳児 6:1 保育士1名を加える B型…従事者の半数以上が保育士 ・保育士等の配置数はA型と同様 C型…従事者は市長が認めた者等 ・従事者配置 満3歳未満児 1:1 (保育補助者を置く場合は 5:2) ・利用定員 6人~10人 (経過措置あり)	市町村(函館市)	市町村 (函館市) 基準(3)	
				②事業所内保育事業 ※ 従業員の子ども+地域の保育を 必要とする子ども(地域枠) 保育所型(定員20人以上) …従事者の全員が保育士 ・保育士配置は保育所と同様 小規模型(定員19人以下) …従事者の半数以上が保育士 ・保育士配置は①A型B型と同様
				③家庭的保育事業 (5人以下, 満3歳未満児) ・従事者は市長が認めた者等 ・従事者配置 満3歳未満児 3:1 (保育補助者を置く場合は 5:2)
				④居宅訪問型保育事業 ※ 満3歳未満児 ・従事者は市長が認めた者等 ・従事者配置 満3歳未満児 1:1
※ 地域型保育事業者 (居宅訪問型保育事業を 除く。)は, 代替保育 等の提供が可能な連携 施設(保育所, 幼稚園 , 認定こども園)を確 保する。 ※ 居宅訪問型保育事 業者は, 適切な専門的 支援等の供与が受けら れるようあらかじめ連 携する障がい児入所施 設等を確保する。				

注1 保育所の設備・運営基準については, 平成25年3月25日に条例制定, 平成25年4月1日施行。

2 新制度へ移行しない私立幼稚園は, 従来どおり私学助成の対象となることから, 上記に含めず。

3 「地域型保育事業」は, 子ども・子育て支援法による①から④までの4事業の総称。

児童福祉法上は「家庭的保育事業等」と定義。

施設・事業の種類	認可	確認	給付
放課後児童健全育成事業…基準(4)	市町村(函館市)への届け出	—	市町村(函館市)

(5) 施行期日

(1) 幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準

就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

(2) 地域型保育事業の設備および運営に関する基準

子ども・子育て支援法および就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行の日から施行する。

(3) 特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準

子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。

(4) 放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準

子ども・子育て支援法および就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行の日から施行する。

3 本市における基準策定の考え方

現在の本市の事業等の基準が国の基準より高い場合は，質の確保の観点から，現在の本市の基準を基本とする。

その他については，国の基準と同様とする。

4 条例で定める基準案

別添「子ども・子育て支援に関する各種設備・運営基準関係条例（案）」のとおりとする。